

号外

2017年3月5日

JR 東海労名古屋運輸区分会

発行者 寺倉 浩仁

「年休申込み」のほとんどが時季変更！？ 挙げ句に失効はおかしい！

今、名古屋運輸区では、運転士も車掌も年休が非常に出にくい状況となっています。年度末三月となり、このままでは有効期間が切れて年休が失効する運転士・車掌が多くいます。

年休を申し込んでも、発表される勤務は、所定交番通り...

何でこんなに年休が出ないのでしょうか？

プロジェクト？業研？職場では、様々囁かれています。何ら改善されることはありません。

結局は、慢性的な人員不足なのではないでしょうか？

でも...

慢性的な要員不足を理由に、会社の時季変更の行使は認められていない筈なんです。がね... (最高裁判例より)

加えて！時季変更してる＝変更日があるはずなのに 失効してしまうってどういう事なんですか？

これって会社の時季変更権濫用じゃないでしょうか？労働者の当然の権利として年次有給休暇はあります。子供の運動会、入学式、卒業式、近所のつきあい、地元行事、諸々を含めて私たちは生活をしています。心身をリフレッシュさせて、より良い業務を遂行するためにも年休は必要なものなのです。

私たち東海労は訴えます！

必要な年休が出る職場にするためにみんなで 声を出していこうではありませんか！